

ポジティブアクション

指導的地位に占める女性の割合が少ない・・・

女性の職域が広がらない・・・ 管理職の大半は男性だ・・・

などの差が生じている場合、女性の社会的な格差を解消するために自発的、積極的に行う取り組みをいいます。

(女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法が関連しています)



女性が弁護士や裁判官になる道は閉ざされていました。

昭和
十五
1940
年

S21
39名の女性
国会議員誕生

初の女性弁護士
3名誕生!

S21
女性警察官
採用

S24
公務員
採用試験で
30名合格



S61
日本憲政史上初“女性党首”誕生

H23
日本人初
護衛艦副館長

H6 日本人女性初
女性宇宙飛行士
警察署長誕生
女性最高裁判事

国会議員や
地方議会に
女性議員を増やし、
多様な声を
政治に!



〈女性議員国際比率〉(186か国中)

1位 ルワンダ 61.3% / 163位 日本 10.3%
(衆議院議員)



女性の政治参加をすすめるには？

制度ができて、女性の候補者が少なければ、女性議員は増えません。議員活動と家庭生活との両立が可能となるよう環境整備を急ぎ、候補者を育てていく取組みが政党等に求められています。また、選挙権年齢が18歳へ引き下げられたことで、若い世代の政治への参画が進み、政治を変えていくかもしれません。

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』

平成27年
2015

平成28年4月1日全面施行(10年間の時限立法)

基本原則

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ②必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し本人の意志が尊重されるべきこと

平成30年
2018

『政治分野における男女共同参画推進に関する法律』

男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし(第1条)、男女の候補者の数が出る限り均等となることを目指しています。政党、その他の政治団体には、候補者の選定方法の改善や人材の育成など自主的に取り組むよう努めるものとしています。

なぜ、女性議員が必要？

世界各国で女性議員が増加する中、日本ではその割合は依然として低い水準に留まっています。これでは、女性ならではの視点や経験が、社会に反映されず、偏ったままです。女性も男性も暮らしやすい社会にするためには、政治や社会の政策・方針決定に多様な意思や意見が、公平・公正に反映されることが必要です。

女性の視点、男性の視点が共に生かされる社会を!